

【独自】感染症の拡大時、病床確保を医療機関に「指示」する権限強化へ…法改正検討

2022年5月11日読売新聞

政府は、新型コロナウイルスや新たな感染症の急拡大時に病床を迅速に確保するため、感染症法を改正し、医療機関に対する国と都道府県の権限を強化する方向で検討に入った。病床確保を医療機関に指示するなど、法的拘束力のある措置をとる権限付与が検討されている。秋に予定する臨時国会への提出を目指す。

21年度「経常収支」、22%減の黒字12・6兆円…燃料価格上昇で輸入額膨らむ
複数の政府関係者が明らかにした。

現行の感染症法16条の2は、厚生労働相と都道府県知事が医療機関などに対し、感染症対策のために必要な協力を要請できると規定している。現在は、この条項に基づき、コロナ患者を受け入れる病床の確保を要請している。昨年2月の改正で、医療機関が正当な理由なく要請に応じない場合、一段階強い勧告をできる権限も定めた。勧告に従わなければ施設名などを公表できるが、医療機関が

勧告に従う法的義務はない。

だが、昨年秋までの「第5波」では、人手不足などで実際は使えない病床が多数存在したことが判明し、「幽霊病床」だとの批判が出た。政府内には、「要請に応じない医療機関もあり、今後感染が急拡大した場合に病床が不足する恐れがある」（厚労省幹部）との声もある。このため政府は、医療従事者不足など医療機関側の事情に配慮しつつも、法的拘束力のある措置をとれるような法整備が必要だと判断した。

岸田内閣は昨年10月に発足後、同法改正も検討したが、新たに現れた変異株「オミクロン株」による第6波への対応を優先し、検討を先送りしていた。

首相官邸

政府は病床確保のほか、臨時の医療施設の設置、運営やワクチン接種、ウイルス検査の実施などについても、医療機関に法的拘束力のある指示などを出せるようにしたい考えだ。また、政令市や特別区、中核市といった保健所を持つ自治体と都道府県との連携不足が課題となっており、保健所を持つ自治体への知事の権限強化も検討して

いる。

ただ、国や都道府県の権限強化には医師会や自治体の反発も予想されるため、指示を出す要件などについて慎重に検討を進める。

